

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、企業としての意思決定に関する透明性・公平性を確保するとともに責任を明確化する社内体制を整え、経営の重要課題としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

なお、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、2021年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
R-1第1号投資事業有限責任組合	3,208,600	9.86
R-1合同会社	2,100,000	6.45
株式会社SBI証券	653,200	2.00
株式会社ONODERAGROUP	600,000	1.84
及川博之	380,000	1.16
富田顕嗣	260,000	0.79
スターステークス投資事業有限責任組合	200,000	0.61
田中正幸	196,900	0.60
五十嵐秀明	181,520	0.55
日本証券金融株式会社	176,400	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱田 卓二郎	弁護士											
法木 右近	公認会計士											
田辺 一男	弁護士											
瀬山 剛	公認会計士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田 卓二郎			----	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
法木 右近	○	○	----	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。 また、当社との取引関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
田辺 一男	○		----	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。

瀬山 剛	○		----	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
------	---	--	------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりませんが、監査等委員会から要求があった場合は、内部監査室が対応いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は会計監査人と連携し、会計監査人の年度監査計画と重点監査項目、監査方法等を確認し、期中及び期末の各監査において、会計監査人より監査状況の報告を求めるとともに、監査等委員会の調査した会社状況や取締役の業務執行状況等、相互の監査活動を踏まえた意見交換を適宜実施することで監査品質の向上と効率化に務めております。
また、内部監査室が定期的に内部監査を実施しており、当社及び子会社の業務全般に関して、内部監査の結果を踏まえ、監査等委員会と連携を図り、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制の適切性及び有効性を検証しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性	更新
-------------------------------	----

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	1	2	2	0	0	社内取締役

補足説明	更新
------	----

取締役の報酬の決定について、報酬決定プロセスの透明性、公平性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬委員会を設置しております。
(報酬委員会の役割)
報酬委員会は、取締役会で選定された取締役等で組織され、次の事項について決定し、取締役会に報告しております。
(1) 取締役 (監査等委員を除く。) 及び執行役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定
(2) 前号を決議する為に必要な基本方針及び手続等の制定、変更、廃止
(3) その他、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び執行役員の報酬等に関して報酬委員会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

特記事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションは、業績への貢献度合いに応じて当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等に支給されます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションは、業績への貢献度合いに応じて当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等に支給されます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(2020年12月期の実績)

・取締役の年間報酬総額5,400千円(3名)

・監査役の年間報酬総額7,200千円(3名)

(注) 1. 無報酬の取締役3名(うち社外取締役0名)は除いております。

2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

※当社は、2021年3月25日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、報酬等の額又はその算定方法に関する方針を定めており、2021年3月25日開催の第21回定時株主総会決議により、年額300百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と定めております。
監査等委員である取締役については、2021年3月25日開催の第21回定時株主総会決議により、年額100百万円以内と定めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会が選定された取締役等で組織される報酬委員会、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて同業他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら個人別の報酬額を決定し、取締役会に報告しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、定額報酬としての基本報酬のみで構成されており、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査等委員会での協議により、それぞれの職務と貢献度に応じて、決定しております。

本提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、監査等委員である取締役3名となります。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の内1名が、週に1回行われる経営会議に参加し、社内各部署からの資料提出及び説明を受けることで、情報共有を行っております。

また、諸事情により当該会議に参加することができない場合、又は社外取締役の業務遂行上、報告を受ける必要があると判断した場合は、取締役及び従業員より適時報告が行われ情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の合計8名で構成されており、代表取締役社長が議長を務めております。取締役会は、経営の基本方針や業務執行に関する重要な意思決定、取締役の職務執行の監督を目的として、原則として月に1回開催されています。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤の社外取締役1名、社外取締役2名)で構成されており、常勤の社外取締役が議長を務めております。監査等委員会は、策定した監査方針や監査計画に基づいた監査の実施のほか、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、適切な監視・監督に努めております。

(内部監査)

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、監査等委員会、会計監査人とも適宜情報交換を実施する等、相互連携を図っております。

(会計監査人)

監査法人八雲を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。継続監査期間については2年であります。なお、業務を執行した公認会計士等の内容は以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士

(監査法人八雲)

指定社員 業務執行社員 橋川 浩之

指定社員 業務執行社員 安藤 竜彦

・監査業務に係わる補助者

公認会計士4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、取締役会が経営の基本方針や業務執行に関する重要な意思決定、取締役の職務執行の監督を行い、監査等委員会が独立した立場から重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し監視・監督する体制が、健全な経営の維持を図ることができると判断し、監査等委員会制度を採用しています。また、監査等委員会、内部監査室、会計監査人が相互に連携を行うことで、監査の強化を図れるものと考えており、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月を決算期とし、3月に株主総会の開催をしております。
電磁的方法による議決権の行使	第21回定時株主総会より、パソコンやスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスすることで、インターネットによる議決権行使が可能となっております。
その他	株主総会において、事業報告の内容を映像化し、株主の皆様によりわかりやすい説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。 直近の開催内容は、以下のとおりです。 ・実施時期 2021年2月18日 ・実施内容 2020年12月期決算概要、事業進捗および今後の戦略に関する説明等	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、適時開示資料等を掲載しております。 https://www.forside.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理本部 IR事務連絡責任者:大塚 美樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会倫理の遵守を、下記の取り組みをもって徹底する。

- ① 企業倫理について「フォーサイドグループ倫理憲章」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の遂行にあたるものとする。
- ② 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上の統括を図り、整備を推進するものとする。
- ③ 違反行為等、コンプライアンスに関する事実について早期発見と是正を目的とする社内報告体制として、コンプライアンス委員長及び監査等委員を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図る。
- ④ 代表取締役直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」等の社内規程に基づき定められた期間及び保管媒体に応じて適切かつ確実な保存及び管理を行う。
- ② 取締役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「リスク管理規程」によりグループ全体の経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識・識別・分析・評価を行い適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」及びその事務局を設置し、業務執行に係るリスク情報の集約及び共有化、発生しているリスクの他、将来発生する可能性がある重要なリスク等についても協議を行う。
- ③ リスク管理委員会は当社グループの業務執行に係る重大なリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催することを原則とし、取締役間の意思疎通を図るために必要に応じて随時開催し、経営上の重要な項目についての業務執行の状況を監督する。
- ② 迅速な意思決定と効率的な経営を図るため、部門を横断する重要な業務執行については、代表取締役社長を議長に常勤取締役及び社外取締役1名で構成する「経営会議」を原則として毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限・業務分掌規程」において明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社等管理規程」によりグループ全体の安定的な収益確保及び企業集団としての経営効率の向上を目的とした関係会社等に対する管理の基準を定め、当社及び子会社の事業毎に、責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えている。コンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し、管理することとする。
- ② 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとする。
- ③ 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役及び監査等委員である取締役に報告する。
- ④ 当社及び子会社での経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- ⑤ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人からの独立性に関する事項

- ① 内部監査室は監査等委員会との協議により、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告することとする。
- ② 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員補助者を置くものとする。なお、監査等委員補助者の任命、解任、人事異動、評価は、監査等委員会の同意を要するものとし、監査等委員補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員から不当な制約を受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき監査等委員会と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査等委員会に都度報告するものとする。
- ② 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 当社及び子会社の取締役は、監査等委員が取締役会その他重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告することとする。

- ・ 会社の意思決定に関する重要事項
- ・ 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査室の内部監査計画及び監査結果
- ・ 取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ・ コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項
- ・ 「関係会社等管理規程」に定めた決議・報告事項のうち重要な事項
- ・ 上記のほか、監査等委員の業務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、代表取締役、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催することとする。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を確保する。

③ 監査等委員または監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から当社グループに著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な処置を講じる。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程を策定し、内部通報制度等（当社監査等委員会への報告も含む）を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全を脅かし経済活動の障害となるような反社会的勢力とは対決し、当社の企業価値の向上とステークホルダーとの共栄を目指す。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 「倫理規程」に反社会勢力との対決に関する条項を定め、役職員への周知徹底を行う。

② 「反社会的勢力等対応マニュアル」の策定や、各種契約書への「反社会的勢力排除条項」の盛り込みなど、文書を通じて反社会的勢力との対決方針を浸透させる。

③ 反社会的勢力に対し組織として対応すべく「不当要求防止責任者」を選任するとともに、主たる対応部署である管理本部が、必要に応じて警察や顧問弁護士等の専門家に相談するなど、適切に対応する。

④ 警察・財団法人暴力団追放運動推進都民センター等と連携し、反社会的勢力に対する情報収集を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

I. 適時開示体制の概要

適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

投資家の皆様への適性かつ公正な情報開示の実行を基本姿勢として、適時開示体制を構築しております。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って速やかで適切な開示を実行します。

(2) 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

機密性ある重要な情報の開示に係っては、取締役会もしくは臨時取締役会を開催した上で開示の可否を決裁します。

機密性ある重要な情報は、適切かつ公正な開示が行われるまでは厳重に管理されます。また、当社は機密性ある重要な情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を制定し、周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

II. 適時開示業務を執行する体制

(1) 開示担当組織の整備

(2) 適時開示手続の整備

適時開示の体制は、IR課を専任部署として以下の体制により情報開示を行なっています。

IR課は、社内の各業務執行部署との連携によって、適切に機密性ある重要な情報の収集を行ないます。収集した機密性ある重要な情報が開示基準に該当するか否か、該当しないとしても任意に開示を行なうかどうかを含めて、具体的開示方法に関する分析・判断を行い、取締役会の決裁を経た後に、適時開示を行ないます。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社では、他の部門から独立した内部監査室を設置しており、会社情報の管理体制を含め、全社的な内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しています。また各監査等委員は取締役会その他重要会議への出席の他、各部署の責任者からの情報収集により、上記管理体制が適切に機能しているかについて、監査を行なっています。

■株式会社フォーサイド コーポレートガバナンス図

